

○山口県フラワーランド条例

平成十七年七月十二日

山口県条例第五十号

改正 平成一九年三月一三日条例第七号

平成二六年三月二五日条例第一〇号

平成二八年三月一五日条例第六号

平成三一年三月一二日条例第一一号

令和四年一二月二〇日条例第四一号

山口県フラワーランド条例をここに公布する。

山口県フラワーランド条例

(設置)

**第一条** 花きに親しむことを通じて、花きについての県民の理解を深め、もって花き園芸の振興を図るため、フラワーランドを設置する。

(名称及び位置)

**第二条** フラワーランドの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称          | 位置  |
|-------------|-----|
| やまぐちフラワーランド | 柳井市 |

(業務)

**第三条** やまぐちフラワーランド（以下「フラワーランド」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 花きとの触れ合いの機会の提供に関すること。
- 二 花きに関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、花き園芸の振興を図るために必要な業務に関すること。

(開園日)

**第四条** フラワーランドは、次に掲げる日を除き、毎日開園する。

- 一 木曜日（木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日）
- 二 十二月二十七日から翌年の一月一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園することができる。

(開園時間等)

**第五条** フラワーランドの開園時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、次条各号に掲げる施設の使用時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

**第六条** フラワーランドの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 研修室
- 二 園芸実習室
- 三 調理実習室
- 四 イベントホール
- 五 控室

(許可の制限)

**第七条** 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 フラワーランドの管理上支障があると認められるとき。

(使用の手続)

**第八条** フラワーランドの施設を使用しようとする者は、知事の定める手続によらなければならない。

(許可の取消し等)

**第九条** 知事は、第六条の許可を受けた者又はフラワーランドの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者（以下「使用者」と総称する。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

**第十条** 使用者は、フラワーランドの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めると

きは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第十一条** フラワーランドの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第三条各号に掲げる業務に関すること。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の許可をすること。

五 第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

六 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者がフラワーランドの管理に関する事務を行う場合における第七条、第八条及び第九条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

**第十二条** 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、フラワーランドの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、フラワーランドを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、フラワーランドの効用を十分に発揮するとともに、フラワーランドの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちフラワーランドの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

**第十三条** 知事は、第十一条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第十一条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(令四条例四一・一部改正)

(利用料金)

**第十四条** 別表第一及び別表第二に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一又は別表第二に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(知事による管理の業務の実施)

**第十五条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてフラワーランドの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりフラワーランドの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場

合において、必要があると認めるときは、第十一条第一項の規定にかかわらず、フラワーランドの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の規定の例により、別表第一及び別表第二に掲げる施設の使用につき、別表第一及び別表第二に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

（その他）

**第十六条** この条例に定めるもののほか、フラワーランドの管理について必要な事項は、知事が定める。

#### **附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成一七年規則第一四五号で平成一八年四月二一日から施行）

（準備行為）

- 2 第十一条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第十二条及び第十三条の規定の例により行うことができる。

#### **附 則**（平成一九年条例第七号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

#### **附 則**（平成二六年条例第一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

#### **附 則**（平成二八年条例第六号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### **附 則**（平成三一年条例第一一号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

#### **附 則**（令和四年条例第四一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### **別表第一**（第十四条、第十五条関係）

（平二六条例一〇・平三一条例一一・一部改正）

| 項 | 施設の名称 | 区分                                                                                                                                                              | 単位           | 基準額             |
|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 一 | 研修室   | 専用使用                                                                                                                                                            | 午前九時から正午まで   | 千百二十円           |
|   |       |                                                                                                                                                                 | 午後一時から午後五時まで | 千四百八十円          |
|   |       |                                                                                                                                                                 | 午後六時から午後十時まで | 千八百六十円          |
|   |       |                                                                                                                                                                 | 午前九時から午後五時まで | 二千六百元           |
|   |       |                                                                                                                                                                 | 午後一時から午後十時まで | 三千三百四十円         |
|   |       |                                                                                                                                                                 | 午前九時から午後十時まで | 四千四百六十円         |
|   |       |                                                                                                                                                                 | 延長料一時間につき    | 五百五十円           |
|   |       | 器具の使用                                                                                                                                                           | 一点一回につき      | 二百円の範囲内で知事が定める額 |
|   |       | 備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。                                                                                                                        |              |                 |
|   |       | (一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。                                                |              |                 |
|   |       | (二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合又は花き園芸の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない花き園芸の振興に関する活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。          |              |                 |
|   |       | (三) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。                                                        |              |                 |
|   |       | (四) 花き園芸の振興に関する活動に使用し、かつ、営利又は宣伝を目的としない場合において、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときの利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とす |              |                 |

|   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                            |
|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|   |       | <p>る。</p> <p>1 千円以上二千円未満 百分の七十</p> <p>2 二千円以上三千円未満 百分の百</p> <p>3 三千円以上 百分の百五十</p> <p>(五) 花き園芸の振興に関する活動以外に使用し、かつ、営利又は宣伝を目的としない場合の利用料金の基準額は、(四)に準じて算出した額と前記の利用料金の基準額の百分の七十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額のいずれか多い額とする。</p> <p>(六) 営利又は宣伝を目的として使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(七) 研修室の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。</p> |                                                                                                         |                                                            |
| 二 | 園芸実習室 | 専用使用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき | 三百三十円<br>四百五十円<br>五百七十円<br>七百八十円<br>千二十円<br>千三百五十円<br>百七十円 |
|   |       | 器具の使用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 一点一回につき                                                                                                 | 二百円の範囲内で知事が定める額                                            |
|   |       | 備考 一の項の備考の(一)から(六)までは、専用使用の場合に準用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                         |                                                            |
| 三 | 調理実習室 | 専用使用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 午前九時から正午まで<br>午後一時から午後五時まで<br>午後六時から午後十時まで<br>午前九時から午後五時まで<br>午後一時から午後十時まで<br>午前九時から午後十時まで<br>延長料一時間につき | 三百四十円<br>四百六十円<br>五百八十円<br>八百円<br>千四十円<br>千三百八十円<br>百七十円   |
|   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                            |

|   |             |                                     |              |                 |
|---|-------------|-------------------------------------|--------------|-----------------|
|   |             | 器具の使用                               | 一点一回につき      | 二百円の範囲内で知事が定める額 |
|   |             | 備考 一の項の備考の（一）から（六）までは、専用使用の場合に準用する。 |              |                 |
| 四 | イベント<br>ホール | 専用使用                                | 午前九時から正午まで   | 千二百三十円          |
|   |             |                                     | 午後一時から午後五時まで | 千六百五十円          |
|   |             |                                     | 午後六時から午後十時まで | 二千五十円           |
|   |             |                                     | 午前九時から午後五時まで | 二千八百八十円         |
|   |             |                                     | 午後一時から午後十時まで | 三千七百元           |
|   |             |                                     | 午前九時から午後十時まで | 四千九百三十円         |
|   |             |                                     | 延長料一時間につき    | 六百十円            |
|   |             | 器具の使用                               | 一点一回につき      | 二百円の範囲内で知事が定める額 |
|   |             | 備考 一の項の備考の（一）から（六）までは、専用使用の場合に準用する。 |              |                 |
| 五 | 控室          | 専用使用                                | 午前九時から正午まで   | 百八十円            |
|   |             |                                     | 午後一時から午後五時まで | 二百四十円           |
|   |             |                                     | 午後六時から午後十時まで | 三百円             |
|   |             |                                     | 午前九時から午後五時まで | 四百二十円           |
|   |             |                                     | 午後一時から午後十時まで | 五百四十円           |
|   |             |                                     | 午前九時から午後十時まで | 七百二十円           |
|   |             |                                     | 延長料一時間につき    | 九十円             |
|   |             | 備考 一の項の備考の（一）から（六）までは、この場合に準用する。    |              |                 |

**別表第二（第十四条、第十五条関係）**

（平一九条例七・平二六条例一〇・平二八条例六・平三一条例一一・一部改正）

| 施設の名称      | 区分          | 単位      | 基準額   |
|------------|-------------|---------|-------|
| フラワーランドの施設 | 開園時間内における使用 | 児童及び生徒  |       |
|            |             | 一人一回につき | 二百五十円 |
|            |             | 一人一年につき | 千三十円  |
|            |             | その他の者   |       |
|            |             | 一人一回につき | 五百十円  |

|                                                                                                                                      |           |            |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|-------|
|                                                                                                                                      |           | 一人一年につき    | 二千八十円 |
|                                                                                                                                      | 児童及び生徒の団体 | 二十人以上一人につき | 二百円   |
|                                                                                                                                      | その他の者の団体  | 二十人以上一人につき | 四百十円  |
| 備考<br>一 「児童及び生徒」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒をいう。<br>二 小学校就学の始期に達するまでの者が使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。 |           |            |       |